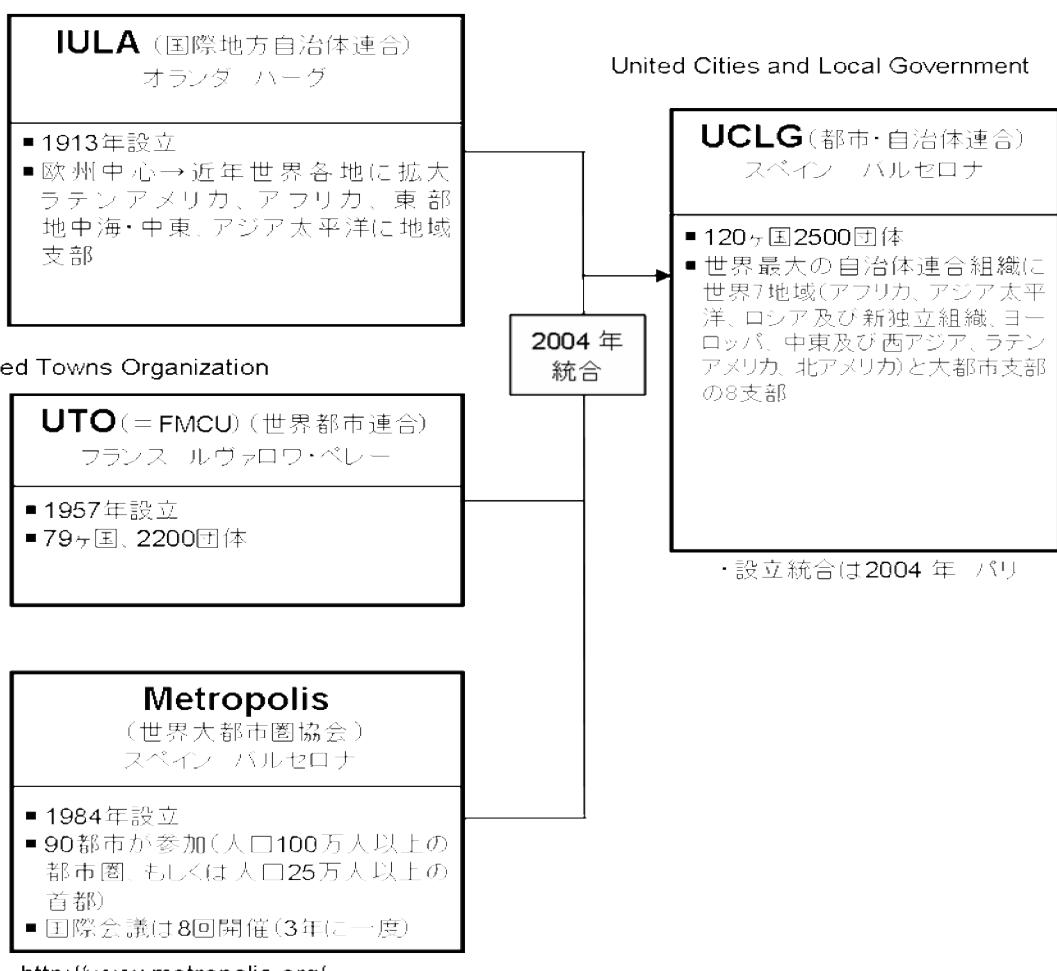


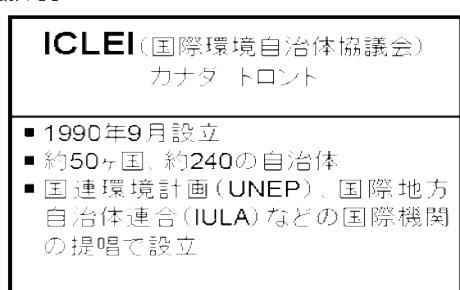
参考資料 1

地方自治体の世界的な連合組織

International Union of Local Authorities



International Council for Local Environmental Initiatives



UTO (F.M.C.U.)について

*2004年にIULAとUTOが統合されUCLGとなった。以下のUTOについての情報は、1996年時点のものであることに注意

■ 概要

世界都市連合 (F.M.C.U) は、世界レベルでの都市間交流の促進、世界平和の維持を目的に、世界姉妹都市連合を前身として1957年に設立された国際非政府機関である。フランスのパリ北西部に隣接するルヴァロワ・ペレー市に本部を置きながら、世界79か国、計約2,200の自治体を媒介にして、世界の都市の自立、連帯、発展を目指している。

■ 活動目標

1. 姉妹都市提携の奨励

同連合の規約は、国連総会の議決事項に触れながら、異なる国の住民に交流の機会を提供し、相互理解を深めることのできる姉妹都市提携推進の重要性を強調している。中でも、相互交流と協力活動の2つの側面をもつ先進国と発展途上国との姉妹都市提携の推進に力を入れている。

2. 人権の向上

同連合では、公民精神およびヒューマニズムを培うことを目的とした市民教育の推進等、人権の向上を目指した自治体レベルでの様々な活動が行われている。これらは主に発展途上国の住民を対象にしており、具体的には、人種差別対策、市民教育、環境保護活動等が展開されている。

■ 活動

世界都市連合は、欧州評議会、ユネスコおよび国連経済社会理事会の諮問機関であることから、様々な活動手段を有する。その主なものは、以下のとおりである。

1. 国内および国際レベルでの定例会議の実施
2. 同連合が抱える様々な問題や地方自治体とその住民の利益に関わる時事問題等に関する集会の開催
3. 都市問題の研究を専門とする機関、研究所の設置
4. あらゆるレベルの生涯教育のための大学講座の開設

■ 活動成果

世界都市連合の自治体レベルでの幅広い活動は発展途上国の都市管理の改善をもたらし、また、同連合が開催するシンポジウムは、世界の自治体にとって貴重な情報交換および新たな関係の樹立の場となっている。

特にその活動の中心となっているのは、1989年に付属専門機関として設立された「世界都市連合開発局」による世界各地域における下記にみられる多くの協力プロジェクトである。

1. ラテンアメリカおよびカリブ海諸国の都市での「上下水道整備プロジェクト（CIUDAGUA）」
2. 中央アメリカでの都市問題および制度上の問題の解決を目指した「地方分権型協力プロジェクト」
(ニカラグア、エルサルバドル、ホンジュラス、コスタリカでは、市町村職員の研修プログラムを実施)
3. 地中海沿岸諸国での欧州連合加盟国の自治体と他の国の自治体との協力事業による「社会、経済発展援助プロジェクト（MED-URBS）」
4. 同地域に位置する国々の自治体間の協力関係確立のための「ネットワーク構築プロジェクト（MEDICITES）」
5. サハラ砂漠南部に位置するアフリカ諸国での自治体の連合のための協会の設置および市町村開発計画をはじめとする多くの「協力プロジェクト」

6. アジアの国々での地方分権型協力のための「援助プロジェクト」
(中国では、市町村職員のヨーロッパおよびアジア諸国への研修プログラムを実施)

地方自治体が他の自治体との関係づくりに主体的に参加する「地方分権型協力」が数年前から活発な展開を見せており、同連合におけるこうした幅広い協力プロジェクトは、ますますその重要性を増している。

■ 組織

非営利団体として創設された世界都市連合は、規約に定められている4つの公式組織と、その付属専門機関から成る。

A 公式組織

1. 総会 (Assemblée Générale)

世界都市連合の最高意思決定機関であり、通常、同連合世界会議の際に召集される。

2. 会長 (Président)

世界都市連合の公式代表であり、総会で選出される。また、その職を補佐する会長代理の任命権をもつ。

3. 国際評議会 (Conseil international)

世界都市連合の政策を導くために各地域の評議員が意見を発表する場である。会長、会長代理、国別委員会の代表および総会で選出された会員代表から構成されるが、加盟自治体の数が多い国の過剰代表を避けるため、規約には議席の割り当てに関する項目が設けられている。

4. 執行部 (Bureau exécutif)

事務、財政管理を行うとともに、国際評議会でなされた決議の実施を監督する機関であり、会長および選出の会員により構成される。

B 付属専門機関

1. 専門常任委員会 (Commissions spécialisées, Commissions permanentes)

優先されるテーマごとに設置される専門機関である。

2. 国別委員会 (Comités nationaux)

世界都市連合と直接の関係にある加盟自治体を各国ごとに取りまとめる組織である。これは、各国レベルでの加盟都市および活動推進者の意見、要望発表の場であり、国ごとの内部事情を尊重しながら、独自の活動を展開している。

(参考：1975年に創設されたフランス委員会は、1989年に法人格を取得し、フランス都市連合<CUF : Cités Unies France>という名称をもつ自立した組織となった)

3. 世界都市連合開発局 (Agence Cités Unies Développement)

自治体間の様々な協力・開発援助プロジェクトを実施する機関である。正会員（加盟自治体および国別委員会）、準会員（職業教育機関、研究機関、職業団体）および賛助会員により構成される。

参考文献

外国自治体DataFile 1996.8月号

http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/datafile/datafile_europe.html

*なお以上のUTO(F. M. C. U)についての情報は1996年時点のものであることを留意されたい。